

千葉県報

号外
令和6年8月7日

号外第45号

主要目次

○ 知事指定薬物の指定

告

示

千葉県告示第四百十三号

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年千葉県条例第九号）第十一条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和六年八月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 知事指定薬物

- 1 N―（一）アミノ―三・三―ジメチル―オキソブタン―ニール）―五―ブromo―ブチル―H―インダゾール―三―カルボキシアミド及びその塩類
- 2 N―エチル―ニ―（二）―（四）イソプロポキシフェニル）メチル）―五―ニトロ―H―ベンゾ「d」イミダゾール―イル）エタン―アミン及びその塩類
- 3 （二R・三R）―ニ―（ベンゾ「d」）―（一・三）ジオキソール―五―イル）―三―メチルモルフォリン、（二S・三S）―ニ―（ベンゾ「d」）―（一・三）ジオキソール―五―イル）―三―メチルモルフォリン及びそれらの塩類
- 4 1から3までに掲げる物のいずれかを含有する物

二 施行期日

令和六年八月八日

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八